平成22年度税制改正要望
評価結果に対する意見等

『ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長』

税　　目：酒　　税

適用期限：平成22年3月31日

要望内容：３年間延長

財　務　省

平成21年11月27日

ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長

「合理性」について

平成５年　緊急経済対策の一環として、新規事業の創出や事業の拡大等を期するため、公的規制の緩和等を行うことが決定　⇒　地ビールの誕生

平成 15 年　地ビール製造者を取り巻く環境が厳しい状況　⇒　本特例措置の創設

本特例措置の政策目的は、地ビール製造者の事業参入の促進及び経営基盤の強化

⇒　事業参入の促進　平成 21 年 3 月末現在で全国に２０６件の地ビールの製造場。全都道府県に最低１件は存在。地域経済の活性化に貢献

⇒　経営基盤の強化　地ビール製造者を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、引き続き支援を行うことが必要

（注）地ビールのほか各酒類（清酒・しょうちゅう・果実酒・発泡酒等）については、中小製造者に対する減税措置が講じられている。

「有効性」について

適用状況　平成 20 年度の本特例措置の適用者は１９４者。地ビール製造者（１９５者）の大部分（９９．５％）が適用を受けている。

課税数量等の推移

⑴　発泡酒やビール風酒類（新ジャンル）の出現等により、ビール全体の課税移出数量が減少している中、地ビール製造者の課税移出数量は、本特例措置の効果もあり増加傾向

⑵　本特例措置の適用による減収額は毎年約４億円と一定であるのに対し、地ビール製造者の酒税の納税額は年々増加（平成 20 年度は３２億円）。最近５年間の増加額は約８億円

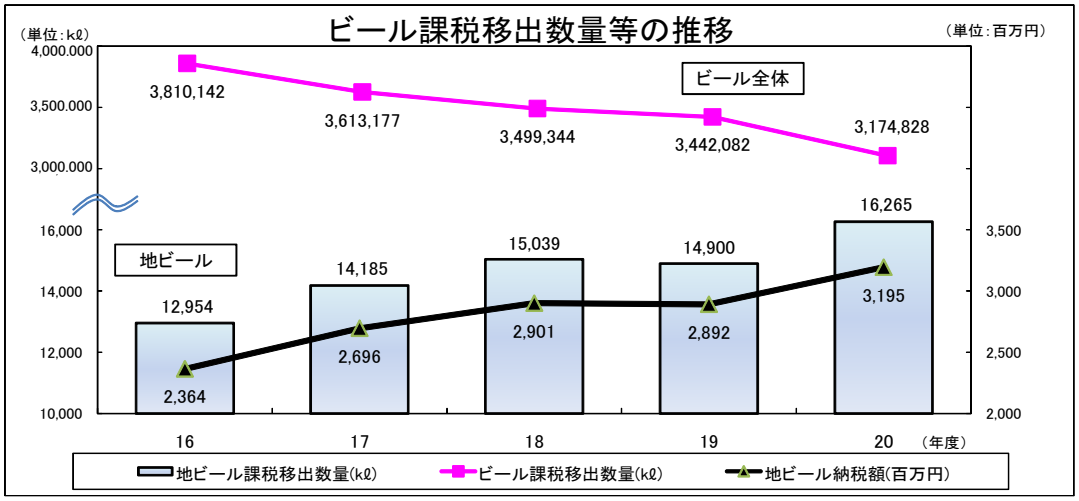

出典：国税庁　　平成20年度は、速報値である。

地ビール製造者の経営状況

本特例措置の導入前後で地ビール製造者のビール事業に係る経営状況が改善

⑴　一者当りの営業利益が増加

導入前	→	導入後	→	本特例措置が廃止された場合
△１３２万円		１７６万円		△４７万円

※ ビール製造業者実態調査（国税庁調べ）による。⑵について同じ。

⑵　営業利益が欠損であった６７者のうち、３０者（４４．８％）が利益を計上

導入前	→	導入後	→	本特例措置が廃止された場合
欠損　６７者		利益　３０者 （４４．８％）		利益　１６者 （２３．９％）

⑶　本特例措置の適用期間中にビールの販売数量が増加したことにより、本特例措置を卒業する者が出現

⇒　15年度～17年度　0者　　18年度～20年度　1者　　21年度　3者

「相当性」について

⑴　本特例措置と同一の目的・対象を要件とする補助金等の支援措置はない

⑵　酒税は移出課税制度が採用されているため、事後的に措置される補助金等他の手段よりも、移出時に課せられる酒税自体を軽減する本特例措置の方が政策手段として合理的

⑶　本特例措置の適用により酒税を一部軽減することは、以下の点を踏まえれば、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限のもの

⇒　小規模の製造者（前年度のビールの課税移出数量が 1,300 kℓ以下）について、課税数量の一定部分（当年度の課税移出数量の 200 kℓまで）に限定

⇒　全都道府県に最低１件以上の地ビール製造場が存在し、全国各地の地域経済の活性化に貢献

ビールに係る酒税の税率の特例

（概要） １　適用対象者 前年度の課税移出数量が 1,300kℓ以下のビールの製造者 ２　軽 減 内 容 当年度の課税移出数量のうち 200kℓまでのものについて、酒税を軽減 ３　軽 減 割 合 20% ４　適 用 期 間 ①　平成 17 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までに初めてビールの製造免許を取得した者 ⇒　当該免許取得の日から５年間 ②　平成 17 年３月 31 日以前にビールの製造免許を取得した者 ⇒　平成 22 年３月 31 日まで	税目：酒税 適用期限： 平成 22 年３月 31 日
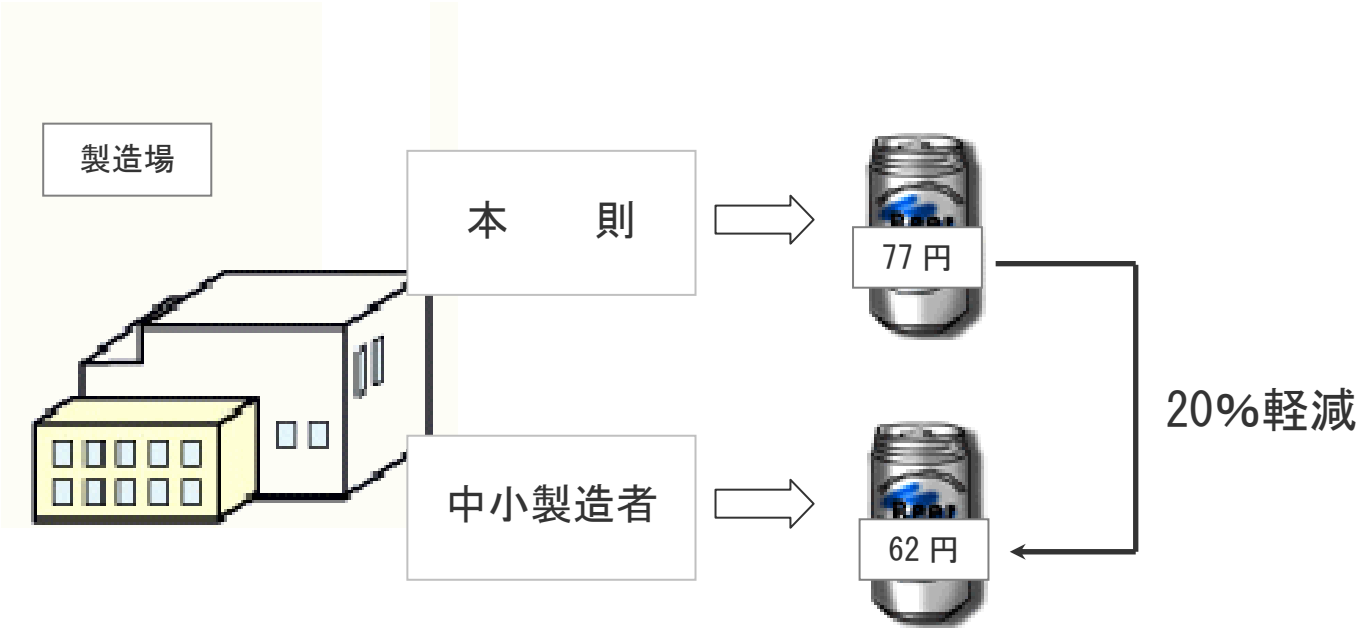
（例）　ビール（350mℓ）の酒税負担